

ランニングチーム神戸AC（神戸えーしー陸上競技部）

会員および会費に関する規程

第1章 総則

（目的）

第1条

本規程は、一般社団法人神戸アスリートクラブ（以下「本法人」という。）の定款第4条に基づき、本法人が実施する各種事業への参加に関する会員区分、会費、権利義務および運用方法について定めることを目的とする。

（会員の位置づけ）

第2条

本規程に基づく会員は、本法人の事業に参加する者であり、一般社団法人法に定める「社員」には該当しないものとする。

2 本法人の社員（法人の構成員）については、定款に定めるところによる。

第2章 会員区分

（会員の種類）

第3条

本法人の会員は、次の区分とする。

1. アスリート会員

学校部活動の地域移行を見据え、本法人が実施する定期的な陸上競技・ランニング指導に参加する者

2. スタンダード会員

本法人の理念に賛同し、ランニング活動への参加および運営支援を行う者

3. ビジター会員

本法人の活動趣旨に賛同し、金銭的・物的支援を行う個人または団体

第3章 入会および退会

（入会）

第4条

会員として入会を希望する者は、本法人が定める方法により申込みを行い、代表理事の承認をもって入会とする。

（退会）

第5条

会員は、所定の方法により届け出ることで、いつでも退会することができる。

2 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

（資格停止および除名）

第6条

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、

代表理事は当該会員の資格停止または除名を行うことができる。

1. 本法人の名誉を著しく毀損した場合
2. 他の会員に対し迷惑行為・危険行為を行った場合
3. 会費の滞納が著しい場合
4. 本規程または本法人の指示に違反した場合

第4章 会費および支払方法

（会費の基本方針）

第7条

本法人の会費は、

1日あたり500円を基準とした公平かつ継続可能な負担を原則として設定する。

（アスリート会員の会費）

第8条

アスリート会員の会費は、次のとおりとする。

1. 月払い：6,000円（税込み）
2. 年払い：66,000円（11か月分相当）

（スタンダード会員の会費）

第9条

スタンダード会員の会費は、次のとおりとする。

1. 月払い：2,000円（税込み）
2. 年払い：22,000円（11か月分相当）

（ビジター会員の会費）

第10条

ビジター会員の会費は、次のとおりとする。

1. 都度払い：1,000円（税込み）

第5章 会費の減免および特例

（競技成績による減免）

第11条

部活動会員が以下の競技成績を収めた場合、会費の減免を行うことができる。

1. 全国大会出場：当該期間の会費全額免除
2. 近畿大会出場：当該期間の会費半額免除

（家族参加による特例）

第12条

部活動会員が家族で参加する場合、会費は次のとおりとする。

1. 親子参加：月額7,000円
2. 兄弟又は姉妹2名参加：月額9,000円
3. 兄弟又は姉妹3名以上参加：月額9,000円

（その他の減免）

第13条

経済的事情その他やむを得ない理由がある場合、

代表理事の判断により会費の全部または一部を免除することができる。

第6章 会員の権利および義務

（会員の権利）

第14条

会員は、本法人が実施する事業に参加することができる。

2 会員は、本法人の活動情報の提供を受けることができる。

（会員の義務）

第15条

会員は、本規程および本法人の定めるルールを遵守し、

安全かつ円滑な運営に協力するものとする。

第7章 安全管理および免責

（安全配慮）

第16条

本法人は、活動中の安全確保に最大限配慮する。

2 会員は、自己の健康状態を管理し、無理のない参加を行うものとする。

（免責）

第17条

不可抗力による事故・災害について、本法人は責任を負わないものとする。

第8章 規程の改廃

（改廃）

第18条

本規程の改廃は、代表理事の決定により行うものとする。

附則

1. 本規程は、法人設立の日から施行する。
2. 本規程に定めのない事項については、代表理事が別途定める。